

原則として、第12条(成果の帰属)、第13条(成果の公表)、第14条(成果の実施)、第15条(第三者による本研究成果の実施)については、その趣旨を生かし、大幅な変更をしないようにしてください。

共同研究契約書（雛形）

学校法人早稲田大学（以下、「甲」という）と△△△△株式会社（以下、「乙」という）とは、以下の約定により、下記の研究を甲乙共同して研究するに際し、教育機関および研究機関として広く研究成果を公表し、以って学術および技術の進歩に寄与する甲の基本的使命を甲乙両者が尊重しつつ、ここに契約を締結するものである。

（研究題目・目的）

第1条 甲および乙は、互いに協力して下記研究（以下、「本研究」という）を共同研究する。

（研究題目）○○○○○○○○の研究

（研究内容）（例：「本研究の内容は、本契約書末尾添付の仕様書および別途乙が書面により指示または甲乙協議決定するところによるものとする。」あるいはここに簡潔に概要を記述。）

（分担）

第2条 本研究の業務分担は、原則として次のとおりとし、詳細は別途甲・乙協議の上決定する。（第2条については契約書末尾に業務分担表を表示することも可）

- （1） 甲は、本研究の………を………する。
- （2） 甲および乙は、共同して………をする。
- （3） 乙は、………の評価等を行う。
- （4） 甲および乙は、………の評価、検討等を行う。

2. 前項規定以外の業務項目が生じたときは、その都度甲・乙協議の上その分担を定める。

（費用の負担）

第3条 甲および乙は、前条の規定に基づき各自分担した自己の作業に要する費用を負担する。ただし、………に要する費用は、乙が負担するものとする。分担の明らかでない費用については、甲・乙両者協議の上その負担元を定める。

（乙負担の研究費用・期間・担当者）

第4条 乙は、前条但し書きに定める乙負担の下記研究費用を甲に支払い、甲は、本研究を次の条件で実施する。

（研究費用） 金○,○○○,○○○円（消費税等を含む）

上記乙負担の研究費用の内、その10%を一般管理費とする。

（研究期間） ○○○○年○月○日から○○○○年○月○日まで

（甲の研究担当者）早稲田大学理工学部教授 ○○○○、XXXXX、YYYYY

（乙の研究担当者）△△△△、xxxx、yyyy、zzzz

(主たる研究場所) 甲の@@@@@

(研究費用の支払)

第5条 乙は、前条に定める研究費用を、本契約締結後〇〇日以内に、「東京三菱銀行 江戸川橋支店 普通預金口座No. 0001029 口座名義：早稲田大学」に振り込むものとし、甲は、これを返還しないものとする。

(経理)

第6条 第4条の研究費用の経理は甲の理工学総合研究センター事務所で行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。

(研究資材の取扱い)

第7条 甲は、第4条に定める乙負担の研究費用により取得又は製作した機器、装置等の所有権を有する。

(資料・情報の開示)

第8条 甲および乙は、各自が保有している資料・情報のうち、本開発の遂行に必要で且つ有益な資料・情報を、本契約書調印後速やかに相手方に開示または提供するものとする。ただし、第三者との契約により守秘義務を負っているものについてはこの限りでない。

(流用禁止)

第9条 甲および乙は、相手方から開示または提供された資料・情報を本開発の目的のみに使用し、他の目的・用途には使用することができないものとする。

2. 甲および乙は、相手方から開示または提供された資料・情報については、厳重に管理し、その処分については両者協議の上定める。ただし、提供時に公知のもの及び提供後に公知となったものまたは相手方の同意を得たものはこの限りでない。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本契約の存続期間中、本契約に基づいて相手方から知得した全ての技術的・営業的情報及び資料を本契約の存続期間中及び契約期間満了3年間、秘密に保持するものとし、そのための万全の措置を講ずる。ただし、次の各号の一に該当するものは除く。

- (1) 相手方から提供又は開示を受ける以前に、既に自己が保有していたこと、又は公知であったことを立証できるもの。
- (2) 相手方から提供又は開示を受けた後、自己の責によらないで公知となったもの。
- (3) 第三者から、開示の制限なく正当に入手したもの。
- (4) 甲乙間の協議により、秘密保持の対象から除外したもの。

(進捗状況の報告)

第11条 甲および乙は、定期または随時に連絡会を開催し、本開発の進捗状況、結果等について相互に報告すると共に、必要に応じ技術的問題につき討議する。

(成果の帰属)

第12条 本研究の成果とは、本研究により得られた成果のうち本研究の目的に直接に関係する発明、考案、意匠(以下、発明等という)、コンピューターソフトウェア、その他の著作物、ノウハウ等一切の技術的成果(以下、「本研究の成果」という)をいう。

2. 甲及び乙は、前項に定める本研究の成果を、原則として甲・乙の共有とし、その持分については別途その都度甲乙協議して定めるものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、甲または乙が単独でなしたことが明らかで且つ相手方の承諾を得た本開発成果に係る産業財産権等は、当該成果を生み出した甲または乙に帰属する。
4. 甲および乙の共有に係る発明等につき、産業財産権取得の出願(以下、本出願という)をする場合は、甲および乙の共同名義で行うものとし、当該出願手続きおよび取得した産業財産権の維持保全に要する手続きは別途甲・乙協議の上定めた甲または乙のいずれかが行い、これら諸手続きに要する費用の負担は別途甲・乙協議の上定めるものとする。本出願毎に共同出願契約を締結するものとする。

(成果の公表)

第13条 乙は、本契約書の冒頭に記した甲の基本的使命に鑑みて、乙に止むを得ない事情のある場合を除き、甲が本研究の内容及び本研究の成果を公表することに協力し同意するものとする。

2. 甲及び乙は、本研究の成果に基づく発明等を速やかに特許出願等を完了するよう互いに協力し、前項の止むを得ない事情を取り除くものとする。
3. 甲が公表を希望する場合は、その公表先、公表理由、公表時期及び公表内容を記載した文書により乙に承認を求め、乙がこれを認めたときは、甲はその認められた範囲内において公表することができる。
4. 前項の規定にもかかわらず、本研究の成果について特許出願等を完了した場合は、その出願明細書等の範囲内において、甲が公表することはこの限りでない。

(成果の実施)

第14条 甲は、本研究の成果を研究以外の目的に実施しないものとする。

2. 乙は、本研究の成果を実施することができる。ただし、乙は、本研究の成果を実施することにつき本条第1項に定める甲の不実施を補償する対価として、甲に対して甲乙別途協議して定める一時金および実施料を支払うものとする。
3. 乙が本研究の成果を実施するために、甲が所有する知的財産または甲固有の技術(ノウハウ等を含む)を使用する場合は甲乙別途協議してその対価等を決定する。

(第三者による本研究成果の実施)

第15条 甲及び乙は、本研究の成果の実施を第三者が希望した場合、乙に格別の事由がない限り許諾するものとし、その場合の許諾条件等を甲乙協議の上、決定する。

2. 甲及び乙は、前項の実施許諾による実施料収入を本研究の成果の持分に依りて受領する。

(研究の変更)

第16条 甲及び乙は、本研究の進捗に伴い本研究の内容を変更する必要を生じた場合、相手方との協議により変更することができる。

2. 前項の変更により、研究費用が不足した場合は乙が甲に追加支払いをするものとする。

(解除等)

第17条 甲および乙は、本契約書各条項を誠実に履行し、万一相手方が本契約書各条項の一に違反した場合は、違約を明記した文書によりその是正を催告し、催告後60日以内に違約が是正されないときは、本契約を将来に向かって解除することができる。

2. 甲および乙は、本開発が終了した場合または本契約を継続し難い事由の発生した場合は、甲・乙協議の上本契約を解約することができる。

3. 甲または乙は、本契約書各条項の一に違反して相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(自己都合による解約・変更)

第18条 甲及び乙は、自己の都合により本契約を解約又は変更しようとするときは、1ヵ月の予告期間をもって相手方に文書で通知し、その同意を得なければならない。

(権利・義務の移転)

第19条 甲および乙は、本契約によって生じる権利・義務の一部または全部を、第三者に移転し貸与しまたは担保の目的に供することはできないものとする。

(契約有効期間)

第20条 本契約の有効期間は、本契約締結日から第4条の研究期間終了日までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、第14条(成果の実施)、第12条(成果の帰属)第4項の規定は当該産業財産権の権利期間満了日又は当該産業財産権出願に対する拒絶査定又は審決の確定日若しくは当該産業財産権に対する無効の審決の確定日まで効力を有する。ただし、第14条(成果の実施)の規定のうち、著作物の実施については、その著作権の存続期間、およびノウハウの実施については、乙甲両者が失効を確認する日まで効力を有する。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の履行又は解釈に当って生じた疑義について、信義誠実の原則に従い、その都度協議により定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

〇〇〇〇年〇月〇〇日

東京都新宿区西早稲田一丁目6番1号

甲 学校法人 早稲田大学

〇〇〇〇研究センター

※注 所 長 〇〇 〇〇 印

東京都〇〇区〇〇△丁目△番地△号

乙 △△株式会社

取締役社長 〇〇 〇〇

(※注：研究費総額（消費税を含む）が、1000万円以上の場合、調印代表者は、学校法人早稲田大学理事長 白井克彦とする。その際の住所は新宿区戸塚町1丁目104番地)

(備考：共同研究にあたっては甲乙の研究者が共同して研究実施を行うため、第2条にて業務分担、第4条にて研究担当者を明記することが要諦となります。)